

## ～ 一関労働基準監督署からのお知らせ ～

### 1, 令和7年4月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上<sup>の</sup>死傷災害 53件 (前年と比較して+16件、+43.2%)  
 うち、死亡 1件 ( " + 1件)

当署管内の令和7年4月末現在における死傷災害は53件で、**前年同期の37件と比較して+16件+43.2%と増加**しています。また、死亡災害も1件発生しています。

業種別では、製造業17件(前年同期比+8件+88.9%)、建設業7件(同-1件-12.5%)、運輸交通業6件(同+2件+50.0%)、商業5件(同+2件+66.7%)、等となっています。

事故の型別では、「転倒」20件(前年同期比+7件+53.9%)、「墜落・転落」15件(同+8件+114.3%)、「挟まれ・巻き込まれ」5件(同+4件+400.0%)等となっています。

労働災害の増加傾向に歯止めがかからない状況が続いています。災害防止に必要な基本事項の確認及び履行を徹底しましょう。



### 2, 改正労働安全衛生規則について

令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が強化されます。熱中症を生ずるおそれのある作業として「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業を対象として熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者<sup>に</sup>義務付けられます。

改正された規則に基づく措置内容の具体的な内容は次のとおりです。

#### 体制整備

作業が行われる場所の責任者等報告を受ける者の連絡先、連絡方法を定めて明示し作業中随時報告を受けることができる状態を保つほか、責任者等の作業場所の巡視、複数名が互いの状況を確認するパディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いたリスク管理、責任者・作業者双方の定期連絡やこれらの措置の組み合わせなどの措置があげられます。

体制整備は作業が行われることが想定される作業日の作業開始前までに行っておく必要がありますが、一定期間、作業を行うことが明らかな場合は十分な余裕をもって体制を整えておくように努める必要があります。

作業が同一の作業者によって一定期間連続して行われることが想定され、すでに体制整備及びその周知が講じられている場合は、作業日ごとに重ねて実施する必要はありません。

#### 手順作成

「身体の冷却」は、水をかける、涼しい休憩所に避難させるなど体外から冷却する措置、流動性の氷状飲料を摂取させるなど体内から冷却する措置があげられます。症状が急変する場合もあることから作業者を一人きりにせず、他の作業者等が見守ることが重要になります。

**労働災害防止対策の着実な実施をお願いします。**

～ 特に、全体の3割を占める転倒災害防止対策の重点実施を！ ～

「悪化防止措置およびその手順」は体制や作業実態を踏まえて合理的に実施可能な内容とする必要があります。手順例は別紙のようなものがあげられますが、措置の判断に迷う場合は躊躇することなく速やかに医師等専門家の指示を仰ぐようにすることが望ましいです。

帰宅後も含めて時間が経過してから悪化することがあるため、体調急変時の連絡体制や対応も実態を踏まえあらかじめ定め、その内容を作業者に十分理解させておくことが重要です。

緊急連絡先や搬送先医療機関連絡先も含めて手順書に記載しておくことが望ましいです。

#### 関係者への周知

「周知」は掲示、メール、文書配布、朝礼時の口頭による伝達などいずれの方法によっても差し支えありませんが、報告先等が作業者に確実に伝わる必要がありますので、複数の手段を組み合わせるように行ってください。

同一作業場所で複数の事業者が作業を行う場合には、いずれの事業場にも措置義務は生ずるので、各事業場が共同して1つの連絡先を定め掲示、メール、文書配布による方法も考えられます。

対象となる作業以外の作業を行う者も含め広く緊急連絡先を周知することが望ましいです。

### 3, 全国安全週間について

令和7年7月1日(火)～7日(月)まで第98回「全国安全週間」が展開されます。本年度のスローガンは「多様な仲間と築く安全 未来の職場」となっています。実施事項についての積極的な取り組みを行いましょう。

### 4, 令和7年度労働保険年度更新について

令和7年6月2日(月)から7月10日(木)まで令和7年度労働保険年度更新の期間となります。

申告書の提出と保険料の納付は上記の期間までをお願いします。

申告・納付については24時間どこでも申告・納付が可能な電子申請・電子納付が便利ですので是非ご利用ください。

### 5, 5月から9月は「STOP 熱中症 クールワークキャンペーン」期間です!

改正労働安全衛生規則の施行のほか、令和7年5月から9月末迄の間は、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です。これから夏季にかけては熱中症が増加する期間となりますので、各事業場の皆様も、期間中に実施すべき事項を点検していただくとともに、キャンペーン期間中には熱中症対策の着実な実施についてお願い申し上げます。



5月から9月は「STOP 熱中症クールワークキャンペーン」期間です!  
～ 熱中症対策を着実に実施しましょう! ～